

見解書・再見解書

2022年11月24日

吹田市長宛

事業者 住所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

氏名 住友不動産株式会社  
事業計画部長 小島 武郎  
電話番号 (03) 3346-1723

住所 東京都港区芝二丁目32番1号

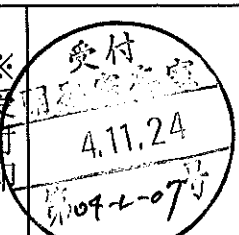
氏名 株式会社長谷工コーポレーション  
代表取締役 池上 一夫  
電話番号 (06) 6203-4983

代理人 住所 大阪市中央区平野町一丁目5番7号

氏名 株式会社長谷工コーポレーション  
石坂 章  
電話番号 (06) 6203 4983

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第2項 第4項 の規定により、次のとおり見解書 再見解書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)江坂計画		
事業区域の位置	吹田市 南吹田4丁目4500番22、25~29、水路、里道		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
意見に対する見解	No.1 別紙再見解のとおり		
※受付年月日	R4年7月22日	※受付番号	第04-207号
※備考			

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

意見書・再意見書

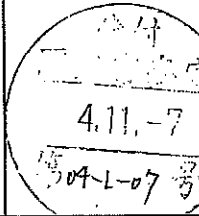
令和4年11月4日

吹田市長宛

住所  
氏名  
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の  
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。  
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称)江坂計画		
事業区域の位置	吹田市 南吹田四丁目4500番22、他5筆、水路、里道		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他(店舗)		
意見の内容	<p>見解書ありがとうございます。</p> <p>しかしながら、現在検討中など、詳細な回答になっておらず、先延ばしされている感を否めません。</p> <p>「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議時に図面及び文章による確実な説明をして頂けるのでしょうか？</p> <p>振動及び騒音計測に関しては、事業区域以外で振動及び騒音が規定値を「一切」超えていないことを証明するためにも、事業区域内だけでなく事業区域の真隣の複数個所に設置及び記録できるものを希望します。</p> <p>やはり、他の意見書にも記載されているように解体時の振動は地震と間違えるぐらい我が家も揺れていました。正直なところ、解体工事と同じ事業者だけにきちんとした振動対策をしないのではないかと疑っております。</p>		
※受付年月日	R4 年 7 月 22 日	※受付番号	第 04-L-07 号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。  
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。  
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

## (仮称) 江坂計画 再見解書

### No.1 再見解書

#### 1、見解書ありがとうございます。

しかしながら、現在検討中など、詳細な回答になっておらず、先延ばしされている感を否めません。

「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議時に図面及び文章による確実な説明をして頂けるでしょうか？

振動及び騒音計測に関しては、事業区域外で振動及び騒音が測定値を「一切」超えていないことを証明するためにも、事業区域内だけでなく事業区域の真隣の複数個所に設置及び記録できるものを希望します。

やはり、他の意見書にも記載されているように解体時の振動は地震と間違えるぐらい我が家も揺れていました。正直なところ、解体工事と同じ事業者だけにきちんとした振動対策をしないのではないかと疑っております。

#### A、

解体工事期間中は、ご近隣の皆様方には大変ご迷惑をお掛け致しました。工事計画の詳細につきましては、頂戴したご意見を踏まえ、振動・騒音計の設置を含め、工事計画、方針等を検討の上、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議時に、説明資料をご提示して、詳細についてご説明させていただきます。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。